

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月6日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 片平 和夫

1. 工事概要

- (1) 工事名 宮古空港管制塔他空気調和設備工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市平良字下里1657
- (3) 工事内容 本工事は、管制塔含む庁舎等の空気調和設備更新工事である。
 1. 航空保安施設用（空調対象床面積：169㎡）
 - ・空冷式パッケージ形空気調和機 4台
 - ・空気調和装置動力制御盤 2面管制塔：VFR室 庁舎：無線機器室
 2. 一般施設用（空調対象床面積：351㎡）
 - ・空冷パッケージ形空気調和機 1台
 - ・空冷マルチパッケージ形空気調和機 2系統
 - ・空冷ルームエアコン 2台事務室、MDP運用室、ブリーフィング室等
- (4) 工期 平成23年3月25日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の対象工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時まで大阪航空局の平成21・22年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「管工事業」でA等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所があること。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。

平成7年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事（以下、「同種工事」という。）の実績を有するものであること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）なお、当該実績が国土交通省が発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

同種工事：空気調和設備の更新工事で下記1)、2)の要件をみたすもの。

- 1) 事務室用の空気調和設備工事（空調対象床面積400㎡以上。）
- 2) 空調用途が精密機器室（「精密機器」とは無線・通信機器、電算機、制御機器等をいう。）の空気調和設備工事。（※1）
空調方式はパッケージ形空気調和機
上記1)、2)は同一工事でなくてもよい。

※1「精密機器室」であっても、その用途が一般室（事務室、教室等）として使用される部屋は、同種工事の対象外とする。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
 - 1) 1級又は2級管工事施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者。
 - 2) 上記(7). 2)に掲げる工事の経験を有する者。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - 4) 入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (9) 簡易な施工計画に係る技術的所見が適正であること。なお、記述が無いもの又は著しく不適正な内容である場合は欠格とする。
- (10) 大阪航空局が発注した管工事で、平成20年4月1日以降に完成した工事の

施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
なお「工事に係る設計業務等の受託者」とは、「㈱綜企画設計」である。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格及び3(3)2)の技術提案をもって入札を行い、3(2)の要件に該当する者のうち、3(3)によって得られる標準点と加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者とする。

(2) 評価対象要件

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

- 1) 競争参加資格を満たす者に標準点100点を与え、さらに評価基準に応じて加算点を与える。最大21点とする。
- 2) 評価項目は次のイ)、ロ)及びハ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
 - イ)簡易な施工計画
 - ロ)企業の施工能力
 - ハ)配置予定技術者の能力

(4) 実施上の留意事項

- 1) 受注者により提案された施工計画について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)
- 2) 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

国土交通省大阪航空局総務部経理課 契約係

電話 06-6949-6211 (内線 5046)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成22年9月6日から平成22年9月21日まで。

交付場所 1) 上記 (1)担当部局

2) 〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3

国土交通省大阪航空局 那覇空港事務所 会計課

電話 098-857-5106

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成22年9月6日から平成22年9月21日まで

提出場所 上記4. (1)と同じ

申請書及び資料は、郵送（宅配便を含む。以下同じ）又は持参により提出すること。（部数1部）ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムを用いて入札説明書に示す「競争参加資格確認申請書提出届」及び「施工計画に係わる技術的所見」を事前に提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより平成22年10月19日17時00分までに提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、平成22年10月20日10時00分までに上記3 (1)あて持参すること。（郵送、託送による提出は不可）

開札日時は、平成22年10月20日10時00分、大阪航空局にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配

置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務つけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (10) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正を認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
詳細は、特記仕様書等による。
- (11) 詳細は入札説明書による。